

## 新・下野市風土記

## 華麗なる一族(5)



下野市教育委員会 文化財課

前回、慶雲4(707)年6月15日、古麻呂が文武天皇の葬儀のとき、天皇の墓を造る「山陵司」に任じられたことを書きました。

この少し前、『続日本紀』の同年3月21日付けの記事に「従四位上下毛野朝臣古麻呂が下毛野朝臣石代の姓を下毛野川内朝臣と改姓することを願ひ出てこれを許された」と記されています。

石代とは、古麻呂の一族の者ですが、一族を分家させるかのように、わざわざ「川内」を名乗らせています。一体なぜなのか、今回は、その謎に迫ります。

## 出世と報酬

都が藤原京から平城京に移ろうとしていたこの頃、古麻呂を総領とする下毛野一族は、既に中央での立脚点を確立し、押しも押されもしない一族に成長していたと考えられます。

一族は平城京内に「下毛野寺」をもてるほど財産を保有しており、古麻呂はこの頃、従四位上の位を得ています。

従五位以上とそれ以下では、待遇に雲泥の差がありました。従四位上になると、年収は552石、現在の額に換算すると約4140万円となります。このほか、毎月「位禄」と呼ばれる報酬として、緇8疋、綿8屯、布43端、庸布30常が支給され、さらに「季禄」と呼ばれる、今で言うところのボーナスとして、緇14疋、綿7屯、布36端、糸7絢、鍬30口、鉄12延が支給されました。これらは、平城京に設置された公設市場などで他の品々と交換したり、屋敷で働く使用人たちの俸給として与えられたりしたと考え

られています。

さらに、従五位下以上になると支給される「位田」と呼ばれる田があり、従四位上は20町の田を与えられました。そこで収穫される米は課税対象外となり、すべて古麻呂の収入となりました。

平城京に勤務した官人は1~2万人と想定されていますが、そのうち従五位以上の貴族は100人から200人程度しかいなかったと推定されています。

一般の官人は、無位という何も位をもたない状態からスタートし、毎年「考課」と呼ばれる人事評価で良い成績を取らなければ昇進できませんでした。また、蔭位の制という、家柄や親の威光に応じて子孫にも位を与える公式制度があったため、家柄や強力な親の七光りがなければ、定年までに五位に手が届くことは不可能だったことでしょう。

## 一族の立身出世を助けた古麻呂

古麻呂は、このようなシステムができあがる前だったとはいえ、東国の田舎出身で頼るものもない中、実力だけで貴族階級まで登りつめました。生産性の高い下野の地を地盤としていたことで、古麻呂は大いに活動し、立身出世を果たすことができたのです。

中央での地位が高まったとき、古麻呂はあえて石代に川内の姓を名乗らせました。

国の制度改革に携わっていた古麻呂は、自身の死後に発令されることになる三世一身法(開

墾した土地を一族の三代目までしかもつことができないと定めた法)などを見越していたのかもしれない。だからこそ、石代に新たな姓を与えることで、一代でも長く、下野の地を一族が所有できるように手を打ったのです。

石代は、古麻呂が亡くなってから6年後の靈龜元(715)年正月に、従六位上から従五位下の貴族階級に昇進しています。

古麻呂が築いた家柄と地盤が、功を奏したのかもしれない。